

船舶事故調査報告書

平成26年5月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年11月24日 05時00分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武漁港南西方沖 糸満市所在の喜屋武埼灯台から真方位289° 1.2海里付近 （概位 北緯26° 05.1′ 東経127° 39.0′）
事故調査の経過	平成25年11月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 龍丸、3.7トン ON3-30100（漁船登録番号）、個人所有 9.92m (Lr) × 2.24m × 0.73m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成5年11月18日 第296-15112号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年8月19日 免許証交付日 平成25年8月26日 （平成31年8月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に破口、舵及びプロペラ翼に曲損
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、喜屋武埼南方沖で漁を終え、糸満市糸満漁港に向け、船長が椅子に腰を掛けて喜屋武漁港南西方沖を自動操舵として航行していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターに表示されている航跡が左右に振れて安定しなくなったので、リモコンによる手動操舵に切り替え、約7ノットの速力で北進していたところ、居眠りに陥り、平成25年11月24日05時00分ごろ、本船が、喜屋武漁港南西方沖の干出浜（さんご礁）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で乗り揚げたことに気付いたものの、機関を使用して離礁すれば、船体が更に損傷すると思い、電話で僚船に救助を求めた。</p> <p>船長は、船固めをして潮位が上がるのを待って自然離礁しようと思</p>

	<p>い、来援した僚船に本船の錨を投入させたものの、錨が1つしかなかったため、十分な船固めができず、錨を取りに行くため、僚船に移乗して糸満漁港に向かい、錨を持って本船に戻ったところ、本船が転覆していたので、自然離礁を諦め、船固めを行った後に糸満漁港に戻った。</p> <p>本船は、後日、サルベージ会社の作業船によって干出浜（さんご礁）から引き出され、転覆した状態でえい航されて糸満漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、潮高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>船長は、3日連続の操業であり、平均して1日約3～4時間しか睡眠をとっておらず、疲れを感じていたが、自宅に戻って休息をとろうと思ひ、船上で休息をとらなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、喜屋武漁港南西方沖を北進中、船長が、椅子に腰を掛け、手動操舵を行っていたところ、居眠りに陥ったことから、喜屋武漁港南西方沖の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、3日連続の操業であり、平均して1日約3～4時間しか睡眠をとっておらず、疲れを感じていたが、自宅に戻って休息をとろうと思つたことから、船上で休息をとらなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武漁港南西方沖を北進中、船長が、椅子に腰を掛け、手動操舵を行っていたところ、居眠りに陥つたため、喜屋武漁港南西方沖の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲れを感じたときは、無理に航行を行わず、適宜に休息をとること。